

令和3年3月23日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和3年3月23日(火)
午後2時00分
- 2 閉会の日時 令和3年3月23日(火)
午後2時37分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま4階 会議室4-1
- 4 出席委員の氏名 端野 学
塩見 佳扶子
和田 大顕
加藤 由美
織田 信夫
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 前田 剛
教育委員会事務局理事 廣田 康男
次長兼教育総務課長 牧 正博
次長兼学校教育課長 崎山 正人
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一
学校給食センター所長 村瀬 勝子
生涯学習課長兼中央公民館長 八瀬 正雄
図書館長 浅田 久子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教育総務課長 牧 正博

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第35号 原案どおり可決、承認

議第36号 原案どおり可決、承認

議第37号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませぬけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 「市立中学校生徒の逮捕」事案について

ア 容 疑 「大麻取締法違反」

イ 逮 捕 福知山警察署による現行犯逮捕 3月1日(月)

ウ 対 応 ○緊急の市立学校校長会議の開催 3月2日(火) 16時

○年度末の薬物乱用防止教室の実施 全市立小中学校で福知山警察署員による 3月9日以降、速やかに計画・指導する。

エ 指 示

(ア) 常に児童生徒と接している教職員として、改めて薬物についての認識や知識を確かめるとともに、児童生徒へのあらゆる指導の根幹である「見逃しのない観察、手遅れのない対応、心の通った指導」を学校組織として行う。

(イ) 薬物乱用を勧められた時、児童生徒が勇気をもって断ることができるよう、児童生徒の規範意識や自らが「断る勇気」「自分を守るという強い意志」を持つため、「児童生徒の自己指導力」の向上へ、家庭や地域との連携のもと努めること。

(ウ) 学校や家庭生活の中で、少しでも児童生徒の兆候や変化に気付いたり、保護者等からの相談があった場合は、直ちに教育委員会への連絡・相談のもと、警察等の関係機関とも連携し、速やかに適切な対応をとること。

(エ) 各学校では明日中に職員を集め、今回の事案についての情報確認と3点の指示内容について周知・徹底する機会を設けること。

1点目につきましては、3月1日、市立中学校生徒が現行犯逮捕ということで逮捕事案ありました。容疑は大麻取締法違反ということです。対応としましては、3月2日午後4時から緊急の市立学校校長会議を行いました。そして、早急に年度末の薬物乱用防止教室の実施ということで、福知山警察署員の皆さんにお世話になり、各中学校において実施しました。小学校についても順次それぞれの学校の教員の指導の中で薬物乱用防

止教室について、特にそのときの指導を行ったということです。

また、来年度の教育課程編成資料には、当然この中身も入れていくということです。

これまでから薬物乱用等、防犯協力等については必ず各学校教育課程上に位置付けて実施するよう指示を出していますので、さらに強調して来年度の教育課程編成資料に組み入れていくという方向です。

資料にありますように、校長会議では理事から4点の指示がありました。1点目は見逃しのない観察、手遅れのない対応、心の通った指導を学校組織として行うこと。2点目は法とルールの学習があるわけですがその中身です。3点目は京都府警察と福知山市、教育委員会との間に学警連携協定を結んでいますので、それに基づき警察と学校、教育委員会との連携を密にし今後対応、指導していくということです。4点目はこういった中身を学校組織内部、教職員すべてに徹底し指導をするということです。

新聞報道や各学校での情報交換、また保護者間、地域社会での情報交換等々あったようですが、この逮捕以後については特に大きな動き等はなく、現在のところ本年度末のまとめなり次年度に向けての計画、指導の在り方等々に向けて準備を進めるという段階です。

(2) 3月市議会（代表質問） 3月8日(月)、9日(火) 10時00分

ア 3月9日(火)

(ア) 柴田実 議員

「現教育計画「市立学校教育改革推進プログラム」の成果と課題は。」

○平成22年度からスタートし、本年度で最終年となる「市立学校教育改革推進プログラム」によって、本市の教育の方向を示し「シームレス学園構想」の具現化に向け、この10年間取り組んできた。

○それにより学校統合が進み「学校の適正規模・適正配置」については、大きく前進し、夜久野学園を皮切りに三和学園、令和3年4月開校予定の大江学園により市内に3校の施設一体型小中一貫教育校が誕生することとなった。

○これにより、懸案であった複式学級等の完全解消が達成されることになった。

○特に、子どもたちの成長にとって望ましいと考える一定規模の集団の中で子ども同士が切磋琢磨し、練りあい、深め合ったりといった「学び合い」の機会をすべての子どもたちに提供できるようになったことは、大きな成果であると考えている。

○しかし、学力の課題をはじめ、子どもの貧困、いじめ、不登校等々、従来の教育課題に加え、コロナ禍における学びの保障、1人1台タブレット時代のICT活用教育など多種多様な教育課題が山積みとなっており、教育内容の充実が求められている。

○こうした状況を踏まえ来年度からスタートする新たな本市の教育計画は、「教育内容」に重点をおき、時代の変化に柔軟に対応するため、5年ごとに検証する「教育内容充実推進プラン」へと質的転換を図っていくものである。

「新しい教育計画『響』プラン・Fの基本「核」となる考え方について。」

○この新プラン「教育内容充実推進プラン 響プラン F」では、ふるさと福知山を愛する郷土愛に包まれ、不易の価値である人権尊重を基盤として、時代の要請に応える教育を推進している。

○すべての子どもたちには、必ずその子どもなりの「よさ」があり、その可能性を見えるようにし、伸ばす教育を推進したいと考えている。

○この新プランに示した教育内容は、福知山市の子どもたちが「自分のよさ」に磨きをかけ、その強みによって自己実現し、ふるさと福知山をはじめ、様々な分野、そして世界で活躍できる人材となることを目指すものである。

「本市の教育を進める上での目標や基本方針、重点はなにか。」

○今後の福知山の教育を考えるにあたり、新「教育のまち 福知山」の具現化を目指して「子どもの将来を見据えて、教師が学びの場をつくり、子どもたちが主体となって学び合い、家庭や地域社会が学びを支え、市が学びを応援し、市の子どもは市が育て上げる。」という理念のもと、本市の教育目標である「自分のために 人のために 社会のために 共に幸せを生きる人材の育成」を掲げ本市の教育を進めている。

○さらに急速に変化する21世紀の社会を見据え、新たな課題に対応できる期待される人材像を明確にし、新たな教育の創造に取り組むこととしている。

○そのため新プランには、①子どもの力の向上②学校・教職員の力の向上③開かれた学校④連携による家庭、地域の教育力の向上⑤現場の近くで支援・指導を行う教育行政、この5つの目標とそれに関わる具体的な8つの基本方針を「普遍性・地域性・時代性」の3要素と関連させ、今後の教育の方向性として示している。

○また、重点としては、確かな学力の充実・向上を目指して「授業改善の5つの視点」を具体的に示すとともに、特に近年、その重要性が指摘されている「非認知能力」を意識した①目標に向かって努力する力、②人とうまく関わる力、③感情をコントロールする力、この子どもを育てる3つの視点を示すことによって本市の教育の質の向上を図っていきたいと考えている。

「小学校の35人学級が閣議決定され、令和7年度までの5年間で順次実施する予定と聞いている。そこで、本市の状況、教員の人数や教室数など対応できるのか。」

○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が令和3年2月2日閣議決定され、令和3年度の文部科学省の予算に反映されるものと認識している。

○現在小学校の学級編制の標準は1年生35人、2年から6年生は40人となっている。

○今回の改正は、令和3年度小学校2年生から始めて、5年間で小学校全学年の1学級児童数を35人以下とするものである。

○京都府では平成20年度から「京都式少人数教育」として全国に先駆けて独自に教員配置を拡充して、小学校で30人程度の学級編制ができるよう取組が進められ、福知山市でも35人以下の学級編制による少人数教育を実施している。

○このため、本市では現状の教員数や教室で対応できるもので、今回の国の少人数学級推進による本市への大きな影響はないものと考えている。

「教員のなり手不足が深刻化、採用試験の倍率が低下していると聞くがその状況は。」

○教員採用については、京都府教育委員会が試験、判定、配置まで市町村の状況を踏まえて実施をしている。

○教員採用試験の応募者数と募集倍率の状況は、令和2年度で志願者数2,049人、5.1倍である。

○5年前の平成27年度では、志願者数2,689人、6.7倍で、応募者数は減少傾向にあるが、現段階では、一定の志願者は維持できているものと考えている。

「意欲のある人材を確保するには、現場の働き方を見直し教職の魅力を高めることが求められる。教員の質の確保や働き方改革の改善への対応はどうか。」

○教員志望者の減少と倍率の低下については、質の低下につながるものと認識している。

○教員の採用や待遇は、都道府県で決められるものであり、市町村の裁量で対応できることは限られている。

○しかしながら、働き方改革の推進については、本市でも、「部活動指導の方針」を定めノー部活デーの設定、また早退勤デーの設定、電話対応時間の設定など、業務を軽減するよう、学校現場と連携して取り組みを進めている。

○教員は、将来、福知山や日本を背負っていく人材を育てる、やりがいのある仕事であり、志のある若者に職業として選択してもらえるよう、今後も市でできることを工夫して鋭意進めていきたい。

「学校規模が2極化していると考えているが、規模の大きな学校と小さな学校の具体的な人数を教えられたい。」

○各校の人数は、統合する大江の小学校を除いた令和3年1月時点の数値で説明申し上げる。

○小学校の状況として、最も大きな昭和小学校は、児童数673人、1学年3～4学級、特別支援学級3学級を含め26学級で通常学級平均は約29人である。

○小規模の三和小学校は、児童数75人、1学年1学級、特別支援学級1学級を含め7学級で通常学級平均は約13人である。

○中学校の状況として、最も大きな日新中学校は、生徒数541人、1学年5学級、特別支援学級2学級を含め全17学級で通常学級平均は約36人である。

○小規模の夜久野中学校は、生徒数40人、1学年1学級、特別支援学級1学級を含め4学級、通常学級平均は約13人である。

「こうした規模の違いに関しての課題や解消に向けた、取り組みや方策はどうか。」

○先にも述べたように、本市では、適切な教育環境の整備のため、複式学級の存在する小規模校の統合を進め、学校規模の適正化を図ってきたものである。

○ただし、現状でも、規模の大小はあり、各校それぞれに長所短所、課題は存在している。

○各学校では、それぞれ工夫を凝らし課題解決に取り組み、さらに、地域性や学校の特性を活かして、学習指導要領に基づく教育が実践できるよう教育内容の充実に努めている。

(イ) 大谷洋介 議員

「京都式少人数学級を実施している状況でのICT活用教育についてどう考えるか。」

○本市を含め京都府は、小学校においては全国に先駆けて京都式少人数学級編制により、すでに30人程度(30～35人)の学級を実現している。

○そうした状況の中で、この4月から導入する1人1台のタブレット端末とAIドリル等の学習ソフトによって、児童生徒1人ひとりのつまずきに応じて問題が出題され、個別最適化した学びが学校規模の大小にかかわらず実現することになる。

○理解度の違う子どもたちが自分に合った進度と内容で学べる状況を生み出すことで、取り残される子どもたちがいない教育に繋がるのではないかと期待している。

○さらに福知山公立大学情報学部との共同研究によってタブレット端末を使用することで蓄積される個々のデータを集積しビッグデータとして分析することで、児童生徒の学力をより効果的に向上させる方法を見つけ出し、データを根拠とした指導改善につなげ、本市ならではの新しい教育の実現に向け取り組んでいきたい。

いと考えている。

「ICTを活用した教育を進めるうえで教員への指導や研修はどうなっているか。」

○教師も子どもたちもタブレット端末や学習ソフトを鉛筆やノートを使うように日々の授業や様々な活動の中でストレスなく使用できるようにすることを目指している。

○そのためには、指導者である教員のICT活用スキルの向上が喫緊の課題であり、個々のスキルに大きなバラつきがあることを踏まえ、様々なレベルを想定した研修や学習の機会が必要であると考えている。

○もうすでに本年度から3つの中学校ブロック(日新中学校B、夜久野中学校B、川口中学校B)単位で市のICT活用教育の研究を進めている。

○また、教員で構成する自主研究グループ「GIGA研究会」では、この4月から本格化するGIGAスクール構想やICT活用教育を見据えた研修に取り組むとともに、各校でのICT活用教育の研修リーダーの人材育成に精力的に取り組んでいる。

○さらに、校内の教員の中から選定する情報管理者を中心として計画的かつ充実した研修を推進していく予定である。

2点目につきましては、3月市議会代表質問ということで、3月8日、9日と2日間あったわけですが、教育委員会関連については、9日火曜日に資料にありますとおり2人の議員さんから質問を受けました。

柴田実議員からは、市立学校教育改革推進プログラムの成果と課題はどうかということで、特に学校適正規模・適正配置、それからシームレス学園構想、保幼小中一貫連携教育の中身等の成果と課題についての質問がありました。さらに次年度からの「響」プランの核となる考え方についてということで質問がありました。「響」プランの核となるところについては、令和の日本型学校教育、これに共通する部分がありまして、若干表現は違いますが、その中身がここに述べられています。次に本市の教育を進める上での目標、基本方針、重点は何かということで、資料にありますとおりはじめの5行が基本方針なり目標で、重点については最後の段落の①、②、③に示しております。次に小学校の35人学級が閣議決定ということで、本市の状況、教員の人数、教室数など対応できるのかという質問がありました。現時点では本市においては現状の教員数、教室で対応できると考えています。次に教員のなり手不足が深刻化していることについて、採用試験の倍率が低下していると聞くがその状況はどうかということで、資料に挙げています内容が志願者数や倍率等であります。次に意欲のある人材を確保するには、現場の働き方を見直し教職の魅力を高めることが求められる。教育の質の確保や働き方改革の改善への対応はどうかということについて、倍率の低下は質の低下につながるということではありますが、その中で今話題になっています働き方改革、この推進が非常に重要になってくるということでもあります。今日の新聞を見ても、今度の中教審の答申、諮問の中に教員の資質、能力、また養成、免許の在り方等々がここに通じる中身として諮問をされています。また、その中身がやがて出てくるだろうと思われそうですが、そういったことが本市だけではなく全国的に国の課題として挙がっているということです。

次に市立学校で学校規模が二極化しているのではないかと、規模の大小によって具体的な人数を教えられたいということで、小学校で最も大規模が昭和小学校673人、26学級、最も小規模が三和小学校75人、それぞれ単学級。小学校で最も大規模が日新中学校541人、17学級、最も小規模が夜久野中学校40人、それぞれ単学級。こういう状況にあるということです。

次に規模の違いに関しての課題解消に向けた取り組み方策はどうかということで、適

正規模・適正配置について、市立学校教育改革推進プログラムによって複式学級は解消されたわけですが、まだ少人数または大きな学校があるわけです。それぞれの学校の長所と短所、課題があるわけですが、それぞれの良さを生かした指導を学習指導要領に基づく教育ということで充実をさせていく、そういう取り組みが一層大事になってくるということです。

次に大谷洋介議員から、京都式少人数学級とICT活用教育についてどう考えるかという質問がありました。GIGAスクール構想実現に向けて取り組みが始まっていくわけですが、令和の日本型学校教育の中に言われています個別最適化、この学びが学校規模の大小にかかわらず非常に重要になってくるという中で、ICTを活用していくということです。福知山市ならではということでは、特に公立大学情報学部との共同研究でさまざまな蓄積されたデータを活用し、すべての子どもたちを取り残さない教育ということから本市ならではの新しい教育の実現に向けて取り組んでいきたいということでもあります。

次にICTを活用した教育を進めるうえで教員への指導研修はどうなっているかということですが、指導研修はますます重要になってきますので、計画的に進めていくということです。市の指定ブロックや自主研究グループの活動も既に始まっている状況ですので、来年度から計画的にすべての教員に対して実施していくということです。

(3) 文部科学省が基準改正 「学校給食実施基準」の改正 2月12日

文部科学省は、学校給食で提供される食事に含まれる食品成分の含有量について、望ましい基準を示した学校給食実施基準を改正し留意事項と共に通知した。

(4月1日施行)

ア 平成26年食物調査結果→「塩分、脂質の摂取が過剰、食物繊維の摂取は不足している。」

イ 食塩 6歳から 7歳について 2g未満→1.5g未満に

ウ 食物繊維 12歳から14歳について 6.5g以上→7g以上に

エ 8歳から14歳でのビタミンCも引き上げる。

オ 給食時間が短すぎる。→準備から片付けを通して、計画的、継続的に指導することが重要であり、そのために必要となる適切な給食時間を確保することも示された。

3点目につきましては、文部科学省の学校給食実施基準の改正がありましたので、資料に載せておきました。アからオで書いてありますとおり、塩分、脂質が取りすぎということでこれを減らしていくこと、食物繊維の摂取が不足しているということ、それから給食時間が短すぎるということで、準備から片付けまでを含めて適切な給食時間を確保することが示され、その辺りのことが基準として一部改正がありましたので載せておきました。福知山市学校給食センターに問い合わせをしましたら、特に食物繊維、塩分といったことについては、既に取り組みを始めているということでした。ただ、各学校の給食時間については、さまざま時程の検討等をされるわけですが、中学校の給食時間がより短いということは、これまでから話題になっていました。これから教育課程編成資料ができるわけですが、そういった中で要検討という課題であると思っています。

(4) 第8回 小論文グランプリ 入賞者

ア 個人作品の部

○優秀賞 「過去に学ぶ」 六人部中学校 3年 道下爽羽

〃 「季節があること」 日新中学校 3年 居合彩恵

○入賞 「相手への重要なおもてなし」 三和中学校 3年 寺地悠太郎

〃 「曲を輝かせるもの」 三和中学校 2年 樋口彩乃
〃 「LGBTを認めていく」 南陵中学校 3年 吉田花帆

イ 小論文グランプリの目標

「書くこと」を中心に「読む力」、「書く力」を総合的に高めながら、中学校修了段階で、1, 200字程度の小論文を書く力を身に付け、社会に対応した実生活で活用できる力を育むこと。

4点目につきましては、本年度の小論文グランプリ入賞者ということで、個人作品の部から優秀賞が2人ありまして、その作文を添付しておきましたので、また読んでおいていただけたらと思います。優秀賞、入賞と5名ありますが、この小論文グランプリの目標については、書いてありますとおり1, 200字程度の小論文を書く力を付けるということから始まったものです。報告は以上ですが、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

- (1) 議第35号(福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則の制定について)
- (2) 議第36号(福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則の制定について)

端野教育長 「福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則の制定について」及び「福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

崎山次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

議第35号「福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

2ページを御覧ください。

この規則につきましては、2月の教育委員会会議で個人情報の利用につきまして条例改正をお世話になり、特別支援教育に関する就学援助の条項を付け加えさせていただきました。それに伴います規則の改正でございます。

5ページを御覧ください。

新旧対照表に記載してありますように、第34条の児童クラブの事務について個人情報を取り扱うという内容になっていますその後に、第35条として学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程

度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のために必要な経費の支弁ということで特別支援学級に就学する児童等に対する支援の条項が加わっています。

11ページを御覧ください。

先般お世話になりました条例改正の別表第1の項目が上、それから下に別表第3ということで、表のように項目を付け加えさせていただいたことに対する規則の改正になります。

議第35号についての説明は以上になります。

つづきまして、議第36号について御説明させていただきます。

11ページの別表3ですが、表になっているところの一番左側、情報照会機関が空欄になっていますが、「教育委員会」の文言が入りますので追加をお願いいたします。

教育委員会が、特別支援に関わる就学支援の事務を行う際に、市に対して税に関係する情報を得ることができるということをこの条例で改正しました。11ページの表の上段は教育委員会が行う事務、下段はそれに際して市から情報を得ることができるということを規定しています。

10ページを御覧ください。

第5条は放課後児童クラブの関係で市の情報を得ることができるというこの事務の部分になるわけですが、第6条を読み上げますと「条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のために必要な経費の支弁の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報及び当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報とする。」ということで、この情報について教育委員会から市に個人番号に伴って情報を得ることができるというこの規定になります。

この2点の規則改正をもって条例の施行をすることができることとなります。説明は以上でございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 議第35号及び議第36号について、合わせて説明いただきましたが、御質問、御意見はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第35号及び議第36号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に議第37号「福知山市立小中学校共同学校事務室設置要綱の制

定について」説明をお願いします。

(3) 議第37号(福知山市立小中学校共同学校事務室設置要綱の制定について)
崎山次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

議第37号「福知山市立小中学校共同学校事務室設置要綱の制定について」御説明いたします。

15ページと16ページを御覧ください。

福知山市立小学校および中学校の管理運営に関する規則ということで、共同学校事務室について第5章の2、第16条の追加を2月の教育委員会会議にてお世話になったところです。

16ページの別表第2を御覧ください。

設置校については桃映中学校、それから対象になるのは福知山市立の全小中学校ということで、共同学校事務室は4月1日からスタートすることになります。それに伴います必要な要綱ということで、13ページ及び14ページにありますように新たに要綱を定めるといことです。全文を読み上げさせていただきます。

福知山市立小中学校共同学校事務室設置要綱(趣旨)第1条 この要綱は、福知山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第16条の規定に基づき設置する福知山市立小中学校共同学校事務室(以下「共同学校事務室」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(共同学校事務室推進協議会)第2条 共同学校事務室に関する連絡、調整及び協議のため、共同学校事務室推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。2 協議会は室長、副室長、教育委員会事務局の職員のうち教育委員会が指定する者その他教育委員会が必要と認める者で構成する。3 協議会の事務局は共同学校事務室が担い、会議は室長が招集するものとする。

(共同事務の分担)第3条 共同学校事務室の分掌事務は協議会が別に定める。2 共同学校事務室に、共同事務を適正かつ効果的に実施するため、業務を分担して特定の業務を専門的に実施する部会を置くことができる。3 部会の分掌事務は、協議会が別に定める。4 共同学校事務室に、各校の連携を強化し共同事務を効果的に実施するため、地域部会を置くことができる。5 地域部会の指定は、別表のとおりとする。

(共同学校事務室運営会議)第4条 共同学校事務室の円滑な運営を図るため、共同学校事務室運営会議(以下「運営会議」という。)を設置する。2 運営会議は、共同学校事務室で行う事務の内容、共同学校事務室の運営その他共同実施に関し必要な事項について協議する。3 運営会議は、室長、副室長、部会代表その他室長が必要と認める者で構成する。4 運営会議は、必要に応じて室長が招集するものとする。5 運営会議の事務局は、共同学校事務室に置く。

(共同学校事務室全体会議)第5条 共同学校事務室運営の連絡、調整及び協議のため、共同学校事務室全体会議(以下「全体会議」という。)を設置する。2 全体会議は室長、副室長、室員その他室長が必要と認める者で構成する。3 全体会議は、必要に応じて室長が招集するものとする。

(文書等の持ち出し)第6条 共同事務を行うため学校が保有する

文書等を持ち出すときは、あらかじめ文書等を保有する学校の校長の承認を得なければならない。

(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

別表(第3条関係)ということで、地域部会及び対象学校として、3つのブロックに分けております。中部として桃映中学校、大正小学校、庵我小学校、南陵中学校、惇明小学校、昭和小学校。東部として日新中学校、雀部小学校、遷喬小学校、成仁小学校、六人部中学校、六人部小学校、三和中学校、三和小学校。西部として成和中学校、修斉小学校、上豊富小学校、川口中学校、上川口小学校、夜久野中学校、夜久野小学校、大江中学校、大江小学校。こういった構成で地域割をして共同事務を進めるために設定をしております。補足としまして、この要綱は令和3年4月1日から施行します。実際運営するに当たり、こうした会議を必要に応じて設けまして、円滑な運営をしていきたいということで現在準備をしているところです。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第37号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき報告～
No.28 令和3年度京都SKYシニア大学 北部キャンパス

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。
それでは、次の報告事項をお願いします。

(2) 福知山市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令について(教育長訓令甲)

牧次長兼教育総務課長 ～資料に基づき報告～

22ページを御覧ください。

福知山市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のよう

に定めるものです。

大江学校給食センターが閉じますので、その代決権関係について文言の整理したものです。

23ページの新旧対照表第19条の2を御覧ください。福知山市学校給食センター所長が専決する事務について、文言の整理をさせていただきました。旧の下線の部分「福知山市学校給食センターの事務にあつては福知山市学校給食センター次長が、福知山市大江学校給食センターの事務にあつては福知山市大江学校給食センター所長が代決することができる。」の文言を大江がなくなりますので「福知山市学校給食センター所長が不在のときは、福知山市学校給食センター次長が代決することができる。」に修正したものです。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

端野教育長 このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次の報告事項をお願いします。

(3) 福知山市教育委員会財務事務専決規程の一部を改正する訓令について(訓令甲)
牧次長兼教育総務課長 ～資料に基づき報告～

24ページを御覧ください。

福知山市教育委員会財務事務専決規程の一部を改正する訓令でございます。

25ページの新旧対照表を御覧ください。

1点目は学校長の専決事項でございます。旧の第7条第1号を御覧いただきましたら「1件10万円未満の物品、労力その他の購入、借用、製作、修繕及び供給の決定に関する事。」とあり、10万円未満の案件に関しましては学校長の専決ができるということになっておりました。福知山市事務決裁規程の運用について「物品、労力その他の購入に関する事項の購入、借用、修繕及び供給の決定」の中で、これまでは1件10万円未満のものは財政課長の合議が不要となっておりましたが、令和2年度からその金額を15万円未満に変更されましたので、そのことに合わせまして10万円から15万円に学校長の専決を引き上げたものです。

2点目は第13条についてですが、先ほどの報告事項2と同様に大江学校給食センターがなくなりますので、ここについても「福知山市学校給食センター所長が不在のときは、次長が代決することができる。」に文言を修正したものです。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

端野教育長 このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次の報告事項をお願いします。

(4) 福知山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について(教育長訓令甲)

牧次長兼教育総務課長　～資料に基づき報告～

26ページを御覧ください。

福知山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令です。現在のところ公印の印影に関しましては、規則上、印刷が認められていません。本市の市長部局に関しましては、随分前から認められていますので市長部局に合わせるということ、また賞状などに大量に公印を押印しているという状況がありますので、そのことも含めまして、次のように公印の印影が印刷できるように規程の改正をしたものです。「第8条 特に必要があると認められるときは、証票等に公印の印影を印刷することができる。2 公印の印影を印刷する場合において、印刷物の都合により別表に定めた寸法により難しいときは、これを拡大し、又は縮小して印刷することができる。」ということで、公印の寸法は決まっているのですが、印刷する場合、大きくなったり小さくなったりしてもよいですということを規定しています。「3 前2項の規定により公印の印影を印刷しようとする場合は、印影印刷承認願（様式第3号）を教育総務課長に提出し、その承認を得なければならない。4 印刷に使用する公印の印影の原版は、管守者が保管するものとする。」ということで様式第2号の次に教育総務課長への印影印刷承認願という様式を作らせていただきました。これは学校の学校長印もすべてこの中に含まれますので、何かをする機会については、教育総務課長に承認をいただくということです。第4号に書いてあります管守者が保管するものとするというのは、教育総務課長だけでなく学校長も管守者となりますので、各学校の印について、各々公印の印刷に使った公印の原版についても保管していただくということで考えています。この訓令については、令和3年4月1日から施行することとしています。説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

端野教育長　このことについて御質問はありませんか。

全委員　特になし。

端野教育長　それでは、次の報告事項をお願いします。

(5) 福知山市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令について（教育長訓令甲）

牧次長兼教育総務課長　～資料に基づき報告～

29ページを御覧ください。

福知山市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令です。人事給与のところですけども「解職及び賃金支給に関する書類」ということであつたのですが、昨年度に会計年度任用職員制度ができました関係で「賃金」ではなく「報酬」になりましたので、遅ればせながら文言の修正をさせていただくということになります。人事給与と退職に伴う諸給与の支給に関する書類の部分の該当箇所が「賃金」から「報酬」に変わるということです。この訓令につきましては、4月1日からではなく議決をいただいた後に交付するというので、早めに施行させていただく予定となっています。説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

端野教育長　このことについて御質問はありませんか。

全委員　特になし。

6　閉会

端野教育長が閉会を宣言。